

Q & A

●どのような事業か？

町内で事業を営まれている方が「新しい生活様式」の定着に配慮し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のための備品・設備を導入する事業に対し、補助金を交付する事業です。

●対象事業者は？

町内で事業を営む中小企業者・小規模企業者等で、（個人事業主、NPO法人等も含む）

町内に本店所在地を登記している法人又は住所を有する事業者が対象です。ただし、町内で事業を営んでいて町外に住所を有している個人事業者であっても、大樹町商工会の会員になっている場合は、対象となります。

また法人・個人問わず、今後、1年以上継続して事業を営む予定である必要があります。

●どのようなものが補助の対象となるのか？

社会通念上新型コロナウイルス感染症対策に効果があるとされるものが補助対象となります。主な補助対象備品等は最終ページに掲載している具体例をご覧ください。なお、補助対象一覧に掲載されているものであっても、使用場所や購入理由によっては補助対象外となる可能性もあります。逆に、補助対象一覧に掲載されていないものでも、新型コロナウイルス感染症対策に効果があると考えられるものであれば補助対象となり得ます。

●既にもってしまった備品等でも補助対象となるか？

令和2年4月1日以降に購入したものであれば補助対象となります。ただし、領収書が必要です。なお、10月1日以降の導入分については、原則、交付決定後にお願いします。

●購入期限は？

令和2年4月1日から令和3年1月31日までに購入した備品等が対象です。

●30万円の備品等を購入した場合、全額補助されるのか？

補助上限額が30万円、補助率が3/4となります。よって、30万円の備品等を購入された場合、町からの補助金額は22万5千円（30万円×3/4）となります。（7万5千円は自己負担。）なお、1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を補助申請額とします。

【例：31万円の備品を購入した場合】 $310,000円 \times 3/4 = 232,500円$ 補助申請額 = 232,000円

●消費税込みの額で申請するのか？

消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額で申請してください。

●備品と設備は別で申請するのか？

1事業者につき1回限りの交付となるので、まとめて申請してください。

●その他の補助金等と併用できるのか？

購入品に対してその他の補助金等を既に受けている場合には、既補助金分を差し引いて申請してください。

●自宅兼事務所で備品等を購入した場合、補助対象となるか？

事務所を複数人で使用される場合や、不特定多数の方が来所されるなど感染症対策が必要と考えられる場所であれば補助対象となり得ますが、一人で作業をされている事務所や、明らかに個人的な用途と判断されるものについては補助対象外とさせていただきます。

●機器をリースした場合も補助対象か？

リースのような賃貸借契約の場合は補助対象外とさせていただきます。

●取得備品等の処分等について

何らかの理由で取得備品等を処分する場合は、事前に承認申請書を提出する必要があります。

なお、耐用年数を経過した備品等を処分等する場合の制限はありません。

※耐用年数＝減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数。同令に定めのない備品等については、町長が別に定める年数とする。

●申請方法は？

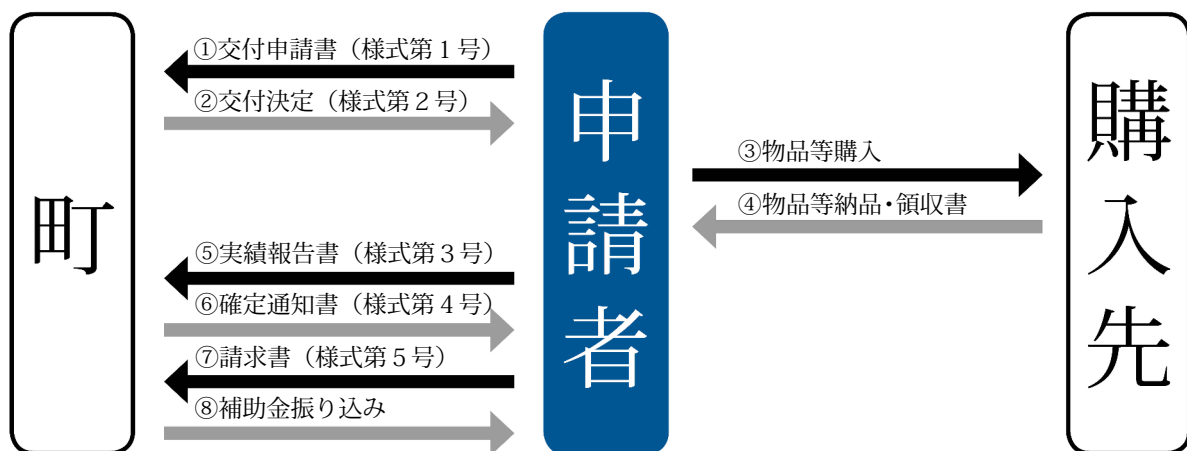
申請から補助金交付までの流れは、以下、フロー図のとおりです。

申請様式等は、町HPに掲載しています。（コチラからダウンロードできます）⇒



●申請等フロー図

【これから備品等を購入する場合（10月～1月）】



【すでに備品等を購入済の場合（4月～9月）】

